

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 7 日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

DV被害者に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）において、現時点での具体的な事務取扱等が示されているところです。（最終改正は、令和3年5月31日付け健発0531第5号厚生労働省健康局長通知）

そのうち、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者等については、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要があるとされており、市町村における具体的な事務手続きが示されています。

各都道府県におかれましては、下記事項に留意いただくとともに、DV被害者が円滑かつ安全にワクチン接種を受けられるよう、別添の内容について、関係部署及び貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1 やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種

本手引きにおいて、やむを得ない事情があり、住所地外接種を受ける者は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うこととされています。また、手引きの第4章4(1)イにおいて、やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者として、「ドメスティック・バイオレンスの被害者」が明示されています。そのため、市町村や配偶者暴力相談支援センター等においては、住民票所在市町村から避難しているDV被害者からの相談を受けた際等に、上記の取扱いについて御案内していただきますようお願いいたします。

2 接種券の再発行

ワクチン接種に必要な接種券については、住民基本台帳を基に、対象者に送付することとなっているため、自宅から避難しているDV被害者には接種券が届かない場合が多いと考えられます。手引きの第4章4(2)において、「その他接種券の発行が必要であると市町村長が認める場合」には、接種券の再発行ができるとされています。また、再発行した接種券について、本人の所在が確認できる場合には、住民票所在地以外の場所に送付することも差し支えないとされていることから、市町村や配偶者暴力相談支援センター等においては、住民票所在地から避難しているDV被害者からの相談を受けた際等に、上記の取扱いについて御案内していただきますようお願いいたします。なお、手引きでは、DV被害者等から接種券の再発行申請を受けた場合には、接種券の記載事項により、加害者等に被害者の所在が把握され、危害を加えられるおそれを生じさせないよう（WEB予約システムに接種券の記載情報を入力した場合等も含む）、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を必ず行うこととされているため、適切な御対応をお願いいたします。

別添

『「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について』（令和3年5月31日付け健発0531第5号厚生労働省健康局長通知）

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
村田、菊地

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線37547）

E-mail：g.dv.y3p@cao.go.jp